

感染症等に係る登園に関する意見書 兼 治癒証明書

平成 年 月 日

坂門ヶ原保育園

※児童氏名

■病気の種類■

○登園停止が必要な伝染病

インフルエンザ ・ 百日咳 ・ はしか ・ おたふくかぜ ・ 風疹
水ぼうそう ・ プール熱 ・ 結核 ・ O-157 ・ 流行性角結膜炎
急性出血性結膜炎

○条件によっては登園停止

溶連菌感染症 ・ 手足口病 ・ ヘルパンギーナ ・ 伝染性赤斑（りんご病）
ウイルス性肝炎 ・ RS ウィルス感染症 ・ マイコプラズマ肺炎
ウィルス性胃腸炎 ・ 流行性嘔吐下痢症 ・ クループ症候群

○登園停止の措置は必要ないが医師による登園の判断が必要

アタマジラミ ・ とびひ ・ 水いぼ

上記の疾患に罹患したため、療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなり、又集団保育に支障ないと認められますので

月 日以降の登園が可能であると判断しました。

診断機関名

担 当 医 師 名

印

※印は、保護者が記載して下さい。